

V 予 防 行 政

1. 防火管理制度

(1) 防火対象物と防火管理者

令和5年4月1日現在、消防法令別表Ⅰで150㎡以上の対象物は、37,058件である。

なお、多数の者が勤務し、又は出入りする防火対象物については、防火管理者を選任し、消防計画を作成して、防火管理上必要な業務を行わせることを義務付けているが、その選任状況は次のとおりである。防火管理者を養成するための講習は、(一財)奈良県防災安全協会が実施している。

防 火 対 象 物 数 と 防 火 管 理 者 数

令和5年4月1日現在

		防火管理実施 業務対象物数	防火管 理者 選任 対象物	選任率 (%)	消 防 計 画 作 成 済 防 火 対 象 物	作成率 (%)
1-イ	劇 場 等	28	28	100.0	27	96.4
1-ロ	集 会 場 等	1,087	660	60.7	622	57.2
2-イ	キ ャ バ レ ー 等	1	1	100.0	0	—
2-ロ	遊 技 場 等	55	50	90.9	47	85.5
2-ハ	性風俗関連特殊営業等	0	0	—	0	—
2-ニ	カラオケボックス等	17	16	94.1	16	94.1
3-イ	待 合 ・ 料 理 店 等	3	3	100.0	3	100.0
3-ロ	飲 食 店	776	558	71.9	494	63.7
4	百 貨 店 ・ マ ー ケ ッ ト	996	790	79.3	726	72.9
5-イ	旅 館 ・ ホ テ ル	452	433	95.8	415	91.8
5-ロ	共 同 住 宅 等	1,360	997	73.3	884	65.0
6-イ	病 院 等	171	147	86.0	136	79.5
6-ロ	社 会 福 祉 施 設 等	433	404	93.3	391	90.3
6-ハ	老人デイサービスセンター等	457	425	93.0	407	89.1
6-ニ	幼 稚 園 等	130	128	98.5	122	93.8
7	学 校	402	391	97.3	369	91.8
8	図 書 館 等	51	45	88.2	44	86.3
9-イ	蒸 気 浴 場	5	5	100.0	5	100.0
9-ロ	他 の 公 衆 浴 場	24	19	79.2	16	66.7
10	停 車 場	3	3	100.0	2	66.7
11	神 社 ・ 寺 院	236	169	71.6	149	63.1
12-イ	工 場 ・ 作 業 場	296	246	83.1	221	74.7
12-ロ	ス タ ジ オ	2	2	100.0	2	100.0
13-イ	駐 車 場	3	1	33.3	1	33.3
13-ロ	格 納 庫	0	0	—	0	—
14	倉 庫	56	41	73.2	37	66.1
15	事 務 所 等	901	721	80.0	624	69.3
16-イ	特 定 複 合 用 途 施 設	2,041	1,306	64.0	1,138	55.8
16-ロ	一 般 複 合 用 途 施 設	277	196	70.8	167	60.3
16/2	地 下 街	0	0	—	0	—
16/3	準 地 下 街	0	0	—	0	—
17	文 化 財 建 造 物	61	58	95.1	57	93.4
18	ア ー ケ ー ド	0	0	—	0	—
計		10,324	7,843	76.0	7,122	69.0

(2) 消防用設備の設置状況

防火対象物は、その用途、規模、構造及び収容人員に応じ、一定の基準に従って消防用設備を設置し、かつ、それを適正に維持しなければならないことになっている。

特定防火対象物の消防用設備設置状況

令和5年4月1日現在

			自動火災報知器			スプリンクラー			屋内消火栓		
			対象数	設置済 及 特例措置	違反数	対象数	設置済 及 特例措置	違反数	対象数	設置済 及 特例措置	違反数
1-イ	劇場	等	36	36	0	3	3	0	23	23	0
1-ロ	集会場	等	411	411	0	12	12	0	78	78	0
2-イ	キャバレー	等	1	1	0	0	0	0	0	0	0
2-ロ	遊技場	等	71	71	0	5	5	0	19	19	0
2-ハ	性風俗関連特殊営業	等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2-ニ	カラオケボックス	等	20	20	0	0	0	0	4	4	0
3-イ	待合・料理店	等	7	6	1	0	0	0	0	0	0
3-ロ	飲食店		317	316	1	0	0	0	9	9	0
4	百貨店・マーケット		800	799	1	104	104	0	128	128	0
5-イ	旅館・ホテル		1,137	1,133	2	21	21	0	290	290	0
6-イ	病院	等	344	344	0	84	84	0	42	42	0
6-ロ	社会福祉施設	等	667	667	0	625	625	0	35	35	0
6-ハ	老人デイサービスセンター	等	795	795	0	47	47	0	63	63	0
6-ニ	幼稚園	等	233	233	0	1	1	0	27	27	0
9-イ	蒸気浴場		5	5	0	0	0	0	4	4	0
16-イ	特定複合用途施設		2,177	2,164	13	155	155	0	244	242	2
計			7,021	7,001	18	1,057	1,057	0	966	964	2

(3) 防災物品の使用状況

居室内の物品を燃えにくいものにし、出火時の燃焼の進行を抑制することが火災予防上必要であることから、不特定多数の者や老幼弱者が利用する防火対象物において使用するカーテン、じゅうたん等の物品は、防災物品を使用することが義務づけられている。

防災防火対象物の防災物品使用状況（延べ面積150㎡以上）

令和5年4月1日現在

			対象 施設数	カーテン等			じゅうたん等			合 板		
				使 用	使用率	未使用	使 用	使用率	未使用	使 用	使用率	未使用
1-イ	劇場	等	40	28	70.0	12	21	52.5	19	6	15.0	34
1-ロ	集会場	等	874	529	60.5	345	390	44.6	484	138	15.8	736
2-イ	キャバレー	等	1	0	—	1	0	—	1	0	—	1
2-ロ	遊技場	等	78	43	55.1	35	37	47.4	41	12	15.4	66
2-ハ	性風俗関連特殊営業	等	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0
2-ニ	カラオケボックス	等	20	8	40.0	12	9	45.0	11	2	10.0	18
3-イ	待合・料理店	等	9	4	44.4	5	2	22.2	7	1	11.1	8
3-ロ	飲食店		755	370	49.0	385	240	31.8	515	131	17.4	624
4	百貨店・マーケット		1,409	690	49.0	719	422	30.0	987	218	15.5	1,191
5-イ	旅館・ホテル		708	556	78.5	152	511	72.2	197	137	19.4	571
6-イ	病院	等	628	404	64.3	224	303	48.2	325	99	15.8	529
6-ロ	社会福祉施設	等	640	468	73.1	172	364	56.9	276	140	21.9	500
6-ハ	老人デイサービスセンター	等	994	647	65.1	347	508	51.1	486	259	26.1	735
6-ニ	幼稚園	等	267	172	64.4	95	106	39.7	161	54	20.2	213
9-イ	蒸気浴場		25	21	84.0	4	22	88.0	3	19	—	6
12-ロ	スタジオ		3	2	66.7	1	2	66.7	1	1	33.3	2
16-イ	特定複合用途施設		1,390	534	38.4	856	384	27.6	1,006	50	3.6	1,340
16-ロ	一般複合用途施設		55	18	32.7	37	11	20.0	44	1	1.8	54
	高層建築物		51	45	88.2	6	43	84.3	8	31	60.8	20
計			7,947	4,539	57.1	3,408	3,375	42.5	4,572	1,299	16.3	6,648

※未使用には、防災物品の使用の有無が不明であった場合を含む。

(4) 防火対象物定期点検報告制度

一定の防火対象物の管理について、権限を有する者に対し、防火対象物点検資格者による点検を義務づけ、その結果について、消防長又は消防署長への報告を行わせるとともに、消防法令遵守状況又は点検結果が優良なものについては、その旨を表示することができる制度である。

防火対象物定期点検報告実施状況

令和5年4月1日現在

		点検を要する防火対象物数		点検基準適合防火対象物数		認定用件適合防火対象物数 (特例認定)	
		1号 (300人以上)	2号 (特定1階段)	1号 (300人以上)	2号 (特定1階段)	1号 (300人以上)	2号 (特定1階段)
1-イ	劇場等	22	1	5	0	2	0
1-ロ	集会場等	252	5	48	1	2	0
2-イ	キャバレー等	0	1	0	0	0	0
2-ロ	遊技場等	35	4	10	0	4	0
2-ハ	性風俗関連特殊営業等	0	0	0	0	0	0
2-ニ	カラオケボックス等	5	1	4	1	0	0
3-イ	待合・料理店等	0	0	0	0	0	0
3-ロ	飲食店	2	22	0	1	0	0
4	百貨店・マーケット	196	15	98	1	14	0
5-イ	旅館・ホテル	132	48	69	13	7	6
6-イ	病院等	39	19	17	3	5	0
6-ロ	社会福祉施設等	11	12	3	8	1	0
6-ハ	老人デイサービスセンター等	19	9	7	3	0	0
6-ニ	幼稚園等	6	0	3	0	0	0
9-イ	蒸気浴場	4	0	1	0	0	0
16-イ	特定複合用途施設	279	86	73	19	6	0
計		1,002	223	338	50	41	6

(5) 消防設備士の試験と講習

県は、毎年消防法の規定に基づき消防設備士の資格試験を実施してきたが、昭和60年度よりこの試験を(一財)消防試験研究センターに委任して実施している。

また、免状取得者で一定期間経過したものに対する義務講習の実施については(一社)奈良県防災安全協会に委託して実施している。

消防設備士試験実施状況

(単位：人)

(単位：人)

		甲種							乙種							
		特	1 類	2 類	3 類	4 類	5 類	計	1 類	2 類	3 類	4 類	5 類	6 類	7 類	計
令和3年度	受験者数	58	385	132	133	586	135	1,429	71	30	38	200	39	653	184	1,215
	合格者数	15	135	39	46	218	60	513	19	13	14	84	15	299	112	556
令和4年度	受験者数	55	395	143	159	652	139	1,543	60	25	33	156	47	676	180	1,177
	合格者数	20	106	49	35	205	41	456	17	5	13	59	8	240	118	460

2. 危険物の規制

(1) 危険物の施設

消防法は、発火性又は引火性を有する危険物について保安上の規制を定めており、一定数量以上の危険物は、危険物施設以外の場所で貯蔵や取り扱いをしてはならず、危険物施設を設置しようとする者は、市町村長等の許可を受け、その施設の使用に当たっては、完成検査を受けなければならないことになっている。

危険物施設数（設置許可施設数）

各年3月31日現在

	製造所数	貯 蔵 所 数					取 扱 所 数				合 計	事業所
		屋内	屋外	地下	その他	計	給油所	販売所	一般取扱	計		
令和3年度	37	504	204	650	322	1,680	464	10	363	837	2,554	1,478
令和4年度	36	499	203	629	314	1,645	459	10	354	823	2,504	1,445
令和5年度	38	500	204	620	318	1,644	453	10	351	814	2,496	1,425

(2) 危険物取扱者の試験と講習

県は毎年消防法の規定に基づき危険物取扱者の資格試験を実施してきたが、昭和60年度よりこの試験を（一財）消防試験研究センターに委任して実施している。

また、免状取得者で一定期間経過したものに対する保安講習の実施については、（一社）奈良県防災安全協会に委託して実施している。

危険物取扱者試験実施状況

（単位：人）

		甲種	乙 種							丙種	合計
			1種	2種	3種	4種	5種	6種	計		
令和3年度	受験者数	187	101	98	113	2,219	133	109	2,773	115	3,075
	合格者数	76	79	72	85	839	96	88	1,259	72	1,407
令和4年度	受験者数	187	85	89	112	2,227	123	122	2,758	85	3,030
	合格者数	62	57	62	90	678	90	98	1,075	51	1,188

(3) 危険物施設に対する立入検査

危険物施設に対する立入検査及び措置命令件数

	令和3年度		令和4年度	
	立入検査		立入検査	
	施設数	延べ回数	施設数	延べ回数
製造所	13	15	24	24
貯蔵所	505	529	636	644
取扱所	273	274	350	362
計	791	818	1,010	1,030

3. 火災予防運動

(1) 全国火災予防運動

火災の大半が失火であり、住民一人一人が注意すれば、火災を減少させることができる。消防関係機関は毎年、全国一斉に火災予防週間を定めて火災予防運動を展開し、住民に対して防火意識の高揚を図っている。

全 国 火 災 予 防 運 動

令和5年度

	期 間	統 一 標 語
秋 季 全 国 火 災 予 防 運 動	11月9日～15日	「火を消して 不安消して つなぐ未来」
文 化 財 防 火 デ ー	1月26日	「みんなで 守ろう 文化財」
春 季 全 国 火 災 予 防 運 動	3月1日～7日	「火を消して 不安消して つなぐ未来」
全 国 山 火 事 予 防 運 動		「忘れない 山の恵みと 火の始末」
車 両 火 災 予 防 運 動		

(2) 婦人防火クラブ

婦人防火クラブは、日頃火気を取り扱う機会が多い女性が、火災予防の知識を習得して、家庭における火災の防止に努め、地域の防火意識の高揚を図ることを目的として結成された組織で、令和5年4月1日現在、33組織が結成され、クラブ員数は1,443人である。

(3) 幼年、少年消防クラブ

幼年、少年消防クラブは、幼少年の頃から火災予防についての知識を身につけさせ、家庭や学校における火災の予防を図るために結成された組織で、令和5年5月1日現在、少年消防クラブは、1クラブ結成されており、クラブ員数は20人である。また、幼年消防クラブは、113クラブ結成されており、クラブ員数は4,219人である。